

○議案第62号 守口市下水道条例の一部を改正する条例案

□□□審議経過□□□

＝建設文教委員会委員長報告＝

御報告申し上げます。

本案は、平成24年8月に消費税法及び地方税法の各改正法が成立し、平成26年4月1日にこれらの一部が施行され、消費税等の税率が変更されるため、下水道の使用料の算定に関する規定を改めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

本委員会といたしましては、審査を行いました結果、賛成多数をもって、これを原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、真崎委員におかれましては、今回の改正により、議会の議決を経ず、料金算定に係る消費税率の変更ができるようになり、看過できないとの理由により、反対の意を表明されましたことを付言いたします。

以上、委員長報告といたします。